



福岡医発第 2684 号 (小郡三井医師会)
平成 28 年 1 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について

いわゆるマイナンバー法の施行等に伴い、厚生労働省令の整備に関する省令が本年 9 月 29 日付で公布され、平成 28 年 1 月 1 日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号の項目が追加されることとなりました。

具体的には、被保険者証の交付や、要介護認定の申請、高額介護サービス費の支給申請等において、新たに個人番号が記載されることとなります。(詳細は別紙 1 の平成 27 年 9 月 29 日付け厚生労働省老健局長通知参照。)

また、今般個人番号が追加される申請のうち、通知で様式例が示されている申請書等については、別途様式例の改正版が発出されております。(詳細は別紙 2 の平成 27 年 9 月 29 日付の厚生労働省老健局介護保険計画課長通知参照。)

また、介護保険施設・事業所等でサービス利用者の個人番号を取り扱うことが想定される介護保険関係事務等の内容や留意点がまとめられた事務連絡が発出されております。(詳細は別紙 3 の平成 27 年 12 月 15 日付け厚生労働省老健局・各担当課通知参照。)

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

個人情報保護担当理事 権藤秀之
介護保険担当理事 古川哲也
会長 廣瀬真恵

(介 77)

平成 27 年 10 月 8 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、いわゆるマイナンバー法の施行等に伴い、厚生労働省令の整備に関する省令が本年 9 月 29 日付で公布され、平成 28 年 1 月 1 日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号の項目が追加されることとなりました。

具体的には、被保険者証の交付や、要介護認定の申請、高額介護サービス費の支給申請等において、新たに個人番号が記載されることとなります。(詳細は添付の平成 27 年 9 月 29 日付の老健局長通知をご参照ください。)

また、今般個人番号が追加される申請のうち、通知で様式例が示されている申請書等については、別途様式例の改正版が発出されております。(詳細は添付の平成 27 年 9 月 29 日付の介護保険計画課長通知をご参照ください。)

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会および会員への周知、ご協力いただきたくご高配の程宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について

(平 27. 9. 29 老発 0929 第 5 号 厚生労働省老健局長 通知)

- ・平成 27 年 9 月 29 日 官報 号外第 223 号

- ・「高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について」等の一部改正について

(平 27. 9. 29 老介発 0929 第 1 号 厚生労働省老健局介護保険計画課長 通知)



老 発 0 9 2 9 第 5 号

平成 2 7 年 9 月 2 9 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 150 号）」が本日公布され、平成 28 年 1 月 1 日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号を追加することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨（介護保険法施行規則部分に限る。）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号。以下「番号利用法整備法」という。）の施行に伴い、
①個人番号の取得・確認を行うため、介護保険法施行規則に基づく資格取得の届出等の申請事項に個人番号を追加し、
②番号利用法に基づく条例の規定による同一自治体における庁内連携により、厚生労

働省所管の各制度の事務において添付書類等を省略可能とする
といった規定の整備を行う。

第2 個人番号が追加される申請事務一覧（括弧内は、介護保険法施行規則の根拠条文）

- ・資格取得の届出等（第23条）
- ・住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出（第25条）
- ・被保険者証の交付（第26条）
- ・被保険者証の再交付及び返還（第27条）
- ・負担割合証の交付等（第28条の2）
- ・氏名変更の届出（第29条）
- ・住所変更の届出（第30条）
- ・世帯変更の届出（第31条）
- ・資格喪失の届出（第32条）
- ・要介護認定の申請等（第35条）
- ・要介護更新認定の申請等（第40条）
- ・要介護状態区分の変更の認定の申請等（第42条）
- ・要支援認定の申請等（第49条）
- ・要支援更新認定の申請等（第54条）
- ・要支援状態区分の変更の認定の申請等（第55条の2）
- ・介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請（第59条）
- ・介護保険法施行令第22条の2項6項の規定の適用の申請（第83条の2の3）
- ・高額介護サービス費の支給の申請（第83条の4）
- ・高額医療合算サービス費の支給の申請（第83条の4の4）
- ・特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定（第83条の6）
- ・特定入所者の負担限度額に関する特例（第83条の8）
- ・介護保険法施行令第29条の2の2第6項の規定の適用の申請（第97条の2の2）
- ・高額介護予防サービス費の支給の申請（第97条の2の3）
- ・医療保険者からの情報提供（第110条）

第3 留意点

- （1）被保険者からの届出に係る事項のうち、届出人に関する記載事項（介護保険法施行規則第33条第1項及び第171条第2項）については、個人番号を記載する必要はない。
- （2）法令で申請に係る記載事項が定められており、今般個人番号を追加する申請のうち、通知で様式例を示している申請書（①）及び法令で届出に係る記載事項は定められていないが、通知で様式例を示している届出書（②）については、本日付で別途様式例の改訂版をお示しするので、参照されたい。

- ①・「高額介護医療合算介護サービス費支給申請書」
 - ・「介護保険負担限度額認定申請書」
 - ・「介護保険基準収入額適用申請書」
 - ・「介護保険 要介護認定申請・要支援認定 要介護更新認定・要支援更新認定 申請書」
 - ・「介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書」
 - ・「介護保険 サービスの種類指定変更申請書」
- ②・「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」
 - ・「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」
 - ・「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」

（３）申請等に係る記載事項が法令で定められており個人番号が今般追加されたが、様式例は通知で示していない（ただし、制度創設当時やこれまでの全国介護保険担当課長会議等では示している）申請書等は、少なくとも以下が考えられる。当該申請書等について、市町村独自に申請書の様式を定めている場合には、当該申請書にも個人番号欄を追加されたい。

- ・「介護保険資格取得・異動・喪失届」
- ・「介護保険 被保険者証交付申請書」
- ・「介護保険 被保険者証等再交付申請書」
- ・「介護保険 住所地特例 適用・変更・終了届」
- ・「介護保険特定負担限度額認定申請書」（旧措置入所者に関する認定申請）
- ・「介護保険 高額介護（予防）サービス費支給申請書」

（４）申請に係る記載事項が法令で定められておらず、また、通知等で様式例をお示していない（ただし、制度創設当時やこれまでの全国介護保険担当課長会議等では示している）申請書は、少なくとも以下が考えられる。当該申請書について、市町村独自に様式を定めている場合には、当該申請書にも個人番号の追加が考えられる。

- ・「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」
- ・「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書」
- ・「介護保険居宅介護（予防）サービス費等支給申請書（償還払用）」
- ・「介護保険特例サービス費等支給申請書（受領委任）」
- ・「介護保険料減免・徴収猶予申請書」
- ・「介護保険利用者負担額減額・免除申請書」
- ・「介護保険支払い方法変更（償還払い）終了申請書」
- ・「介護保険給付額減額免除申請書」
- ・「介護保険利用者負担額減額・免除等申請書」（旧措置入所者に関する認定申請）

（５）介護保険事務に係る個人番号の利用に関する留意点などをまとめた事務連絡については、10 月中を目途に発出予定である。

第4 施行期日

番号利用法附則第1条第4号の政令で定める日（平成28年1月1日）

(介護保険法施行規則の一部改正)

第三十二条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中「及び従前の住所」を「従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)」に改め、同条第三号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める。

第二十五条第一項第二号中「及び従前の住所」を「従前の住所及び個人番号」に改め、同項第五号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める。

第二十六条第二項中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、当該第二号被保険者は、医療保険各法による被保険者証(日雇特例被保険者手帳(健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。))及び被扶養者証を含む。組合員証又は加入者証(以下「医療保険被保険者証等」という。)を提示するものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第二十七条第一項第一号及び第二十八条の二第四項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第二十九条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 個人番号

第三十条第四号中「生年月日」の下に「個人番号」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 個人番号

第三十一条第四号中「生年月日」の下に「個人番号」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 個人番号

第三十二条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 個人番号

第三十五条第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第三十七条中「掲げる事項」の下に「(個人番号を除く。)」を加える。

第四十条第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第四十二条第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第四十九条第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第五十一条中「掲げる事項」の下に「(個人番号を除く。)」を加える。

第五十四条第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第五十五条の二第二項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第五十九条第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第八十三条の二の三第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める。

第八十三条の四第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第八十三条の四の四第一項第一号中「住所」の下に「個人番号」を加え、同項第二号中「生年月日」の下に「個人番号」を加える。

第八十三条の六第一項第二号及び第七項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第八十三条の八第二項第一号及び第九十七条の二の二第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める。

第九十七条の二の三第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第一百十条第二項中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が前項に定める事項を公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)

第三十三条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「及び従前の住所」を「従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」に改め、同項第五号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める。

第二十八条の二第四項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第五十九条第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第八十三条の二の三第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める。

第八十三条の四第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第八十三条の四の四第一項第一号中「住所」の下に「個人番号」を加え、同項第二号中「生年月日」の下に「個人番号」を加える。

第八十三条の六第一項第二号及び第七項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第八十三条の八第二項第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める。

老介発0929第1号
平成27年9月29日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

「高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について」等の一部改正について

今般、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第150号）」が公布され、平成28年1月1日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号を追加することとされた。

これを受け、「高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について（平成21年1月16日老介発第0116001号）」及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴う留意事項について（平成27年3月31日老介発0331第1号）」については、以下の通り一部改正したため、貴職においては、これを御了知の上、管内市町村等に周知徹底をお願いする。

記

- 1 高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について（平成21年1月16日老介発第0116001号）の一部改正
標記通知の「別添1」については、本通知の別添1のとおり改正する。
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴う留意事項について（平成27年3月31日老介発0331第1号）の一部改正

標記通知の「別紙様式1」は本通知の別添2のとおり、「別紙様式2－1」は本通知の別添3のとおり改正する。

(別添1)

高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(案)

申請対象年度	平成 ○○ 年度	申請区分	1. 新規	2. 変更	3. 取下げ	(保険者等記入欄)		支給申請書整理番号	
--------	----------	------	-------	-------	--------	-----------	--	-----------	--

フリガナ		生年月日	年	月	日	生	性別	個人番号	
氏 名								試算期間の始期及び終期	

国民健康保険資格情報					
保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	続柄	保険者名称	加入期間
			1. 世帯主 2. 擬制世帯主 3. 世帯員		年 月 日から 年 月 日まで

後期高齢者医療資格情報			
保険者番号	被保険者番号	広域連合名称	加入期間
			年 月 日から 年 月 日まで

介護保険資格情報			
保険者番号	被保険者番号	保険者名称	加入期間
			年 月 日から 年 月 日まで

支払方法	口座管理番号	振込口座記入欄	銀行	金融機関コード	店舗コード	種目	口座番号	フリガナ	振込先口座管理番号
1. 窓口払い 2. 口座振込	1		信用金庫 信用組合		本店 出張所	1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他		口座名義人	

保険者加入歴	保険者名		加入期間		添付の自己負担額証明書整理番号	備考欄
	1		年 月 日から 年 月 日まで			
	2		年 月 日から 年 月 日まで			
	3		年 月 日から 年 月 日まで			

〒999-9999		○○県○○市△△町1-1		年 月 日	
		○○市長 国保太郎 殿			
① 上記対象者について、高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）の支給を申請します。 ② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。 ※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んで下さい。 高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）の支給申請を行う場合、①のみを丸で囲んで下さい。				郵便番号	住所
				申請代表者 氏名	印
				電話番号	

枚中

枚目

備考

1. この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

ご記入上の注意事項等

1. 高額介護合算療養費等支給申請について

- (1) 医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担額を合計した結果、一定の限度額を超えた場合に、その超えた額が高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）として支給されます。
- (2) 各資格情報欄については、申請対象年度末日（記載年の7月末日）に加入する医療保険（介護保険）の資格情報を記載して下さい。
- (3) 国民健康保険資格情報の続柄欄、「2. 擬制世帯主」とは世帯員が国保の被保険者であるが、世帯主は国保の加入者ではない場合を指します。
- (4) 計算期間の始期及び終期の間に加入する医療保険（介護保険）に変更があった場合、保険者加入暦欄に以前に加入していた医療保険（介護保険）の保険者名称（広域連合名称）と加入期間を記載し、また同保険者（広域連合）加入時の自己負担額証明書を添付する場合には同証明書整理番号を記載して下さい。添付する同証明書がない場合には、「添付なし」と記載して下さい。
なお、申請対象年度末日に加入している医療保険（介護保険）については、当該保険者加入歴欄への記載は不要です。
- (5) 複数名の支給額の同一口座への振込を希望する場合、該当者の振込口座記載欄（金融機関名から口座名義人まで）は記載せず、振込先口座管理番号欄に希望振込先口座の口座管理番号を記載して下さい。
例）口座管理番号2の被保険者への支給額を、口座管理番号1の被保険者の口座へ振り込んでほしい場合、口座管理番号2の被保険者の振込口座記載欄は記載せず、振込先口座管理番号欄に1と記載する。
- (6) 備考欄には、以下の内容を記載して下さい。
 - ①国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者
・当該医療保険者（広域連合）の所在地、及び同医療保険者における計算期間内の受診歴（以前に加入していた医療保険者における受診歴は記載する必要はありません。）
 - ②健保組合等被用者保険の被保険者で介護保険の被保険者
・健保組合等被用者保険の名称、所在地、及び同保険者における計算期間内の受診歴
 - ③死亡・海外移住・生保適用等により計算期間の途中に被保険者資格を喪失した者（ただし、介護保険適用除外施設入所・他保険者への転出による資格喪失者を除く）
・被保険者資格を喪失した年月日、被保険者資格を喪失した事由
- (7) 国民健康保険における高額介護合算療養費は、世帯主・世帯員の支給合計額が世帯主（擬制世帯主）の口座に振り込まれることとなりますので、ご留意下さい。
- (8) 2名を超える対象者を記載する場合等、複数枚に渡ることがわかるよう、右下の頁欄に全体の枚数と何枚目かを記載して下さい。
- (9) 介護保険被保険者証が交付されていない介護保険被保険者については、介護保険情報（保険者番号、被保険者番号、保険者の名称、加入期間）の記載は不要です。
- (10) 介護保険で給付制限を受けており、自己負担が3割となっている方については、その給付制限期間中は自己負担額が零として計算されることとなり、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給ができない場合があります。

2. 自己負担額証明書交付申請について

- (1) 自己負担額証明書の交付を申請する場合、必ず同じ市町村の保険者番号を記載して下さい（2以上の市町村の保険者番号を記載しないで下さい）。
- (2) 各医療保険（介護保険）資格情報ごとに、複数保険者分の自己負担額証明書が必要である場合、それぞれの保険者へ申請する必要があります。

保険者記入上の注意事項

1. 複数枚に渡る支給申請の受付時において、右上の支給申請書整理番号には提出者単位で同一の番号を記載すること。
2. 支給申請書整理番号は以下の番号体系とすること。
「GYY（申請対象年度和暦、平成の場合、Gは“4”）+保険者番号8桁（介護保険者の場合、先頭2桁を“99”とする）+保険者が付する通し番号6桁」（計17桁）
なお、保険者が付する通し番号は、申請対象年度ごとに申請受付順に1から付番すること。

- (1) 市町村民税が課税されている・いないにかかわらず、ご本人（40歳以上65歳未満の方は除く。）及び同じ世帯におられる65歳以上の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。
- (2) 収入額はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害年金・遺族年金・恩給・特別弔慰金・災害弔慰金など）は除きます。
- (3) 公的年金等源泉徴収票・給与源泉徴収票・確定申告書の写しなど、公的年金及び給与収入額が確認できる書類を添付してください。ただし、1月1日において当市（区長村）に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。また、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入についても添付書類は不要です。

(別添3)

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

(申請先)

市(町村)長

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ			被保険者番号												
被保険者氏名	㊟		個人番号												
生年月日	明・大・昭	年 月 日	性別	男 ・ 女											
住 所	連絡先														
入所(院)した 介護保険施設の 所在地及び名称 (※)	連絡先														
入所(院)年月日 (※)	昭・平	年 月 日	(※)介護保険施設に入所(院)していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。												

配偶者の有無	有 ・ 無		左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。											
配偶者に関する事項	フリガナ													
	氏 名													
	生年月日	明・大・昭	年 月 日	個人番号										
	住 所	連絡先												
	本年1月1日 現在の住所 (現住所と異なる場合)													
課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税													

収入等に関する申告	☐	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者												
	☐	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。												
	☐	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円を超えます。												
預貯金等に関する申告	☐	預貯金、有価証券等の金額の合計が1000万円(夫婦は2000万円)以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり												
	預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債を含む)	()※	円							

※内容を記入してください

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先(自宅・勤務先)
申請者住所	本人との関係

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

老振発0929第1号
平成27年9月29日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長
（公印省略）

「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について」等の一部改正について

今般、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第150号）」が公布され、平成28年1月1日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号を追加することとされた。

これを受け、「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について」（平成11年12月8日老企発第31号）、「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について」（平成18年3月31日老振発第0331010号）及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号）については、以下のとおり一部改正したため、貴職においては、これを御了知の上、管内市町村等に周知徹底をお願いする。

記

- 1 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について（平成11年12月8日老企発第31号）の一部改正
標記通知の「別紙」については、本通知の別添1のとおり改正する。
- 2 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について（平成18年3月31日老振発第0331010号）の一部改正
標記通知の「別紙」については、本通知の別添2のとおり改正する。

3 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について（平成27年6月5日老振発0605第1号）の一部改正

標記通知の関連様式例「様式3」については、本通知の別添3のとおり改正する。

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

										区 分				
										新規・変更				
被 保 険 者 氏 名					被 保 険 者 番 号									
フリガナ														
					個 人 番 号									
					生 年 月 日					性 別				
					明・大・昭 年 月 日					男・女				
居宅サービス計画作成を依頼(変更)する居宅介護支援事業者														
居宅介護支援事業所名				居宅介護支援事業所の所在地		〒								
				電話番号		()								
居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等				※変更する場合のみ記入してください。										
変更年月日 (平成 年 月 日付)														
〇〇市(町村)長 様 上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画作成を依頼することを届け出します。 平成 年 月 日 住 所 被保険者 電話番号 () 氏 名														
保険者確認欄		☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複 ☐ 居宅介護支援事業者事業所番号												

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業所が決まり次第速やかに〇〇市(町村)へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず〇〇市(町村)へ届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書

										区 分			
										新規・変更			
被 保 険 者 氏 名					被 保 険 者 番 号								
フリガナ													
					個 人 番 号								
					生 年 月 日					性 別			
					明・大・昭 年 月 日					男・女			
介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者													
介護予防支援事業所名					介護予防支援事業所の所在地 〒								
					電話番号 ()								
介護予防支援を受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援を受託する場合のみ記入してください。													
居宅介護支援事業所名					居宅介護支援事業所の所在地 〒								
					電話番号 ()								
介護予防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等													
※変更する場合のみ記入してください。													
変更年月日 (平成 年 月 日付)													
○○市(町村)長 様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画の作成を依頼することを届け出します。 平成 年 月 日 住 所 被保険者 電話番号 () 氏 名													
保険者確認欄		☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複 ☐ 介護予防支援事業者事業所番号											

(注意) 1 この届出書は、要支援認定の申請時に、若しくは、介護予防サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに○○市(町村)へ提出してください。

2 介護予防サービス計画の作成を依頼する介護予防支援事業所又は介護予防支援を受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず○○市(町村)へ届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

										区 分			
										新規・変更			
被 保 険 者 氏 名					被 保 険 者 番 号								
フリガナ													
					個 人 番 号								
					生 年 月 日					性 別			
					明・大・昭 年 月 日					男・女			
介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター													
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名				介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地				〒					
電話番号 ()													
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。													
居宅介護支援事業所名				居宅介護支援事業所の所在地				〒					
電話番号 ()													
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等													
※変更する場合のみ記入してください。													
変更年月日 (平成 年 月 日付)													
〇〇市(町村)長 様 上記の介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。 平成 年 月 日 被保険者 住 所 氏 名 電話番号 ()													
確認欄		☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複 ☐ 介護予防支援事業者事業所(地域包括支援センター)番号											

- (注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに〇〇市(町村)へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所(地域包括支援センター)又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず〇〇市(町村)へ届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

老発 0929 第 7 号

平成 27 年 9 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「要介護認定等の実施について」の一部改正について

要介護認定等に係る申請等については、これまで「要介護認定等の実施について」(平成 21 年 9 月 30 日老発第 0930005 号厚生労働省老健局長通知)により取り扱われていたところであるが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成 27 年厚生労働省令第 150 号)」の施行に伴い、要介護認定等に係る申請等における様式を、別添のとおり改正し、平成 28 年 1 月 1 日より適用することとしたので通知する。

ついては、当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図るとともに、要介護認定等に係る申請等の運用について遺漏のなきように期せられたい。

介護保険

要介護認定・要支援認定
要介護更新認定・要支援更新認定

申請書

〇〇市(町村)長 様
次のとおり申請します。

申請年月日 平成 年 月 日

被 保 者 の 保 険 者	被保険者番号											個人番号										
	フリガナ											生年月日	明・大・昭 年 月 日									
	氏 名											性 別	男 ・ 女									
	住 所	〒																				
		電話番号																				
	前回の要介護認定の結果等 *要介護・要支援更新認定の場合のみ記入	要介護状態区分 1 2 3 4 5										要支援状態区分 1 2										
		有効期限 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日																				
	過去6月間の介護保険施設医療機関等入院、入所の有無	介護保険施設の名称等・所在地										期間 年 月 日～ 年 月 日										
有 ・ 無	介護保険施設の名称等・所在地										期間 年 月 日～ 年 月 日											
	医療機関等の名称等・所在地										期間 年 月 日～ 年 月 日											
	医療機関等の名称等・所在地										期間 年 月 日～ 年 月 日											
	医療機関等の名称等・所在地										期間 年 月 日～ 年 月 日											

提出 代行 者	名 称	該当に○(地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設)																		
	住 所	〒																		
		電話番号																		

主 治 医	主治医の氏名											医療機関名										
	所 在 地	〒																				
		電話番号																				

第二号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

医療保険者名											医療保険被保険者証 記号番号										
特 定 疾 病 名																					

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定調査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市(町村)から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名

介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書

〇〇市(町村)長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 平成 年 月 日

被 保 険 者	被保険者番号											個人番号										
	フリガナ											生年月日	明・大・昭 年 月 日									
	氏 名											性 別	男 ・ 女									
	住 所	〒																				
		電話番号																				
	前回の要介護認定の結果等	要介護状態区分 1 2 3 4 5										要支援状態区分 1 2										
		有効期限 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日																				
	変更申請の理由																					
	過去6月間の介護保険施設医療機関等入院、入所の有無	介護保険施設の名称等・所在地										期間 年 月 日～ 年 月 日										
		介護保険施設の名称等・所在地										期間 年 月 日～ 年 月 日										
医療機関等の名称等・所在地										期間 年 月 日～ 年 月 日												
医療機関等の名称等・所在地										期間 年 月 日～ 年 月 日												
有 ・ 無	医療機関等の名称等・所在地										期間 年 月 日～ 年 月 日											

提出 代行 者	名 称	該当に○(地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設)																		
	住 所	〒																		
		電話番号																		

主 治 医	主治医の氏名											医療機関名										
	所 在 地	〒																				
		電話番号																				

第二号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

医療保険者名											医療保険被保険者証 記号番号										
特 定 疾 病 名																					

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定調査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市(町村)から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名

介護保険 サービスの種類指定変更申請書

〇〇市(町村)長 様

次のとおり申請します。

申請年月日

平成

年

月

日

被 保 険 者	被保険者番号															個人番号														
	フリガナ															生年月日	明・大・昭 年 月 日													
	氏 名															性 別	男 ・ 女													
	住 所	〒																												
		電話番号																												
	現に受けている要介護・要支援	要介護状態区分 1 2 3 4 5														要支援状態区分 1 2														
	有効期限 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日																													
新たに指定を受けようとするサービスの種類又は現に受けているサービスの種類記載の消徐を求める旨																														
種 類 指 定 変 更 理 由																														

主 治 医	主治医の氏名											医療機関名																	
	所 在 地	〒																											
		電話番号																											

第二号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

医療保険者名											医療保険被保険者証記号番号																	
特定疾病名																												

事 務 連 絡
平成 27 年 12 月 15 日

公益社団法人 日本医師会 殿

厚生労働省老健局
総 務 課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

介護事業者等において個人番号を利用する事務について（依頼）

日頃より、介護保険制度及び老人福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年 10 月以降、個人番号の指定・通知が始まり、来年 1 月から個人番号の利用や希望者に対する個人番号カードの交付が開始されます。

番号制度導入に向けた準備については、都道府県等に全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等で着実に準備を進めていただくよう依頼させていただいているところですが、介護事業者等において、サービス利用者の個人番号を取り扱うことが想定される介護保険関係事務等の内容や留意点を別紙にまとめました。

つきましては、これを貴会会員に周知していただくようお願いいたします。

なお、介護保険制度における個人番号の取扱いについては、平成 27 年 12 月 15 日付けで各都道府県あてに事務連絡を発出しており、詳細はそちらを参照いただきますようお願い申し上げます。

1. 個人番号を利用する介護保険関係の事務

(1) 個人番号を利用することができる介護保険関係事務について

介護保険制度においては、第1号被保険者の資格取得・喪失や保険料の減免、要介護認定申請等の受付時等には、基本的に保険者が利用者から個人番号の提供を受けることとしているが、例えば、介護保険法第27条第1項に基づき、要介護認定申請の代行申請を行う場合など、介護事業者等が介護サービス利用者等に代わって、個人番号の記載が必要な申請書等を市町村へ提出するような場合が想定されるため、以下の通り対応いただくようお願いしたい。

なお、介護保険制度において個人番号を利用することとなる事務については、別紙2を参照されたい。

① 代理人として申請する場合

代理人が申請を行う場合、保険者等で申請書を受け付けられる際等に、(ア)代理権、(イ)代理人の身元、(ウ)本人の番号の3つの確認を本人確認のために求められることとなる。それぞれの場面で必要となる書類は下記のとおりである。

(ア) 代理権の確認

代理権の確認は、法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人の場合は委任状によって行われるが、これらが困難な場合は、本人の介護保険被保険者証など官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の保険者が適当と認める書類で確認する。

(イ) 代理人の身元確認

代理人の身元確認は、

(i) 代理人の個人番号カード、運転免許証 等

(ii) 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、保険者が適当と認めるもの((a) 氏名、(b) 生年月日又は住所が記載されているもの)(居宅介護支援専門員証等)

などによって確認することとなる。これらによる確認が困難な場合には、代理人の公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類2つ以上により確認する。

(ウ) 本人の番号確認

本人の番号確認は、原則として、本人の個人番号カード、本人の通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行われる。なお、これが困難な場合は、保険者等において、地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワーク）や、住民基本台帳等によって確認することが可能である。

② ①以外の場合

ア 代理権の授与が困難な被保険者に係る申請を行う場合

本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、申請書に個人番号を記載せずに市町村に提出すること。

イ 代理権のない使用者として申請する場合

本人の代わりに使用者として申請書の提出をするに過ぎない場合は、個人番号が見えないよう、申請書を封筒に入れて提出する等の措置を講じて市町村に提出すること。この場合、本人から郵送により個人番号の提供をする場合と同様の本人確認措置（※）が行われることとなる。

※ 本人による申請の場合の本人確認措置（別紙3も参照）

本人が自ら申請を行う場合、保険者等で申請書を受け付けられる際等に、（ア）本人の番号、（イ）本人の身元の2つの確認を本人確認のために求められることとなる。それぞれの場面で必要となる書類（郵送の場合は、写しでも可）は下記のとおりである。

（ア） 番号確認

本人の番号確認は、本人の個人番号カード、本人の通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行われる。これらが困難な場合は、保険者等において、地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワーク）への確認や、住民基本台帳の確認等によって番号確認をすることが可能である。

（イ） 身元確認

本人の身元確認は、

（i）個人番号カード

（ii）運転免許証 等

- (iii) 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（(a)氏名、(b)生年月日又は住所が記載されているもの）

などによって行われる。これらによる確認が困難な場合には、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類を2つ以上提出させることにより確認する。（介護保険被保険者証と負担割合証等）

(2) 留意事項

上記のとおり、介護事業者は、本人から委任された権限の範囲内で個人番号を利用する事務を行っているに過ぎないため、これを超える範囲で個人番号を利用することは認められない。例えば、申請時に視認した個人番号を事業所に記録しておき、それを利用して介護サービス利用者の情報管理を行うことなどは許されない。

個人番号が記載された申請書等のコピーを事業所等で蓄積することについては、法令上求められているものではないが、業務上の必要でコピーを蓄積する場合は、個人番号の記載箇所の黒塗り等での対応により個人番号が蓄積されないように注意されたい。

また、上記の通り行う申請が郵送による場合は、本人確認のための書類は、写しを提出することとして差し支えないこと。

2. 個人番号を利用する介護保険以外の事務

個人番号は、税や社会保険制度等に活用されるものであるため、介護事業者においては、従業員等の給与所得の源泉徴収の事務や健康保険・厚生年金保険被保険者資格の取得届等、様々な事務で個人番号を取り扱うこととなる。

これら、事業者としての個人番号の取扱いについては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報保護委員会）を参照の上、各事業者において適切に個人番号を取り扱っていただきたい。

3. Q & A

Q 1 民間事業者がマイナンバー（個人番号）を取り扱うにあたって、注意すべきことはありますか？

A 1 原則としてマイナンバーを法に定められた利用範囲を超えて利用することはできませんし、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）をむやみに提供することもできません。また、マイナンバーを取り扱

う際は、その漏えい、滅失、毀損を防止するなど、マイナンバーの適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。具体的な措置については、特定個人情報保護委員会からガイドラインが示されていますので、そちらをご覧ください。なお、特定個人情報を不適正に取り扱った場合には、特定個人情報保護委員会から指導・助言や勧告・命令を受ける場合があるほか、正当な理由がないのに、個人の秘密が記録された特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を提供した場合などには、処罰の対象となります。

特定個人情報の取り扱いにあたっては、内閣官房のホームページの資料を参照ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kouhousiryoshu.html#business>

Q 2 事業者において、従業員のマイナンバーを取り扱うのと利用者のマイナンバーを取り扱うのとでは、違いがあるのですか？

A 2 違いがあります。従業員のマイナンバーを取り扱う場合（従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関などに提出する等）、事業者は番号法上の「個人番号関係事務実施者」にあたり、その業務の範囲等も法令上定められているものとなります。

一方、利用者の個人番号の取り扱いについては、介護保険法第 27 条第 1 項に基づく要介護認定申請の代行申請を行う場合等も、利用者やその家族との合意に基づいて行われるものとなります。

取扱いにおける罰則についても違いがあります。（Q 3 参照。）

Q 3 番号法にはどのような罰則がありますか？

A 3 番号法では、個人情報保護法よりも罰則の種類が多く、法定刑も重くなっています。具体的には下の表のとおりです。

〔民間事業者や個人も主体になりうるもの〕

主体	行為	法定刑
個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事して	正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供	4 年以下の懲役 または 200 万円以下の罰金 (併科されることもある)

いた者	業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用	3年以下の懲役 または 150万円以下の罰金 (併科されることもある)
主体の限定なし	人を欺き、暴行を加え、または脅迫することや財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為などによりマイナンバーを取得	3年以下の懲役 または 150万円以下の罰金
	偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けること	6か月以下の懲役 または 50万円以下の罰金
特定個人情報の取扱いに関して法令違反のあった者	特定個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
特定個人情報保護委員会から報告や資料提出の求め、質問、立入検査を受けた者	虚偽の報告、虚偽の資料提出、答弁や検査の拒否、検査妨害など	1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

Q 4 故意でなく個人番号や特定個人情報等が漏えいしてしまった場合でも罰則が適用されますか？（例：サイバー攻撃等で情報が漏れた場合等）

A 4 過失による情報漏えいが発生した場合について、即座に罰則が適用されるということはありません。ただし、漏えいの様態によっては、特定個人情報保護委員会から改善を命令される場合があり、それに従わない場合には、罰則が適用されることはありえます。以上は刑事罰の場合ですが、民事の場合は、過失でも損害賠償請求をされる可能性はあります。

【参考】刑法法規の解釈・適用は裁判所や捜査機関の権限となりますので、一般論となりますが、特定個人情報の漏えいが起きた場合には、番号法第67条から第75条に基づき、罰則の構成要件に該当すれば、処罰されます。これらの罰則は、故意がなければ構成要件を満たしません。

Q 5 マイナンバー（個人番号）を使って、従業員や顧客の情報を管理することはできますか？

A 5 マイナンバーは、法律や条例で定められた社会保障、税、災害対策の手続き以外で利用することはできません。これらの手続きに必要な場合を除き、民間事業者が従業員や顧客などにマイナンバーの提供を求めたり、マイナンバーを含む個人情報を収集し、保管したりすることもできません。法律や条例で定められた手続き以外の事務でも、個人番号カードを身分証明書として顧客の本人確認を行うことができますが、その場合は、個人番号カードの裏面に記載されたマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることはできません。

Q 6 個人番号が記載された書類等を利用して、個人番号関係事務以外の事務で個人情報データベース等を作成したい場合は、どのように作成することが適切ですか。

A 6 個人情報保護法においては個人情報データベース等の作成に制限を設けていないことから、個人番号部分を復元できないように当該部分を黒塗りする等のマスキング処理をして個人情報保護法における個人情報とすることにより、個人情報保護法の規定に従って個人情報データベース等を作成することができます。

Q 7 個人番号を各種申請書等に記載することになるにあたり、個人番号を把握していない者、失念した者、個人番号カードを携帯していない者等が申請を行うことはできないのですか？

A 7 申請書等に個人番号を記載することが各制度における法的な義務であることに鑑み、各種申請を初めて行う際には、原則として個人番号の記載が求められます。その際、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳ネットワークを用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこととなっています。

また、同一の給付に係る2回目以降の申請等の際には、保険者において当該申請者の個人番号を既に保有していると確認できる場合には、申請窓口において個人番号の記載を求めないこととしても差し支えないこととされています。さらに、高額介護サービス費の支給等について、申請書の記載内容の工夫などにより実質的な申請は初回時のみで足りるようにしている場合には、番号制度の施行以前に既に初回時の申請が行われている者に

については、改めて番号の記載された申請書の提出を求めなくても良いこととなっています。

Q 8 認知症であり、かつ、家族や成年後見人のいない利用者等が施設に入所している場合、マイナンバーの管理はどのように行えば良いですか？

A 8 通知カードや個人番号カード、個人番号が記載された申請書など特定個人情報記載された書類については、利用者本人、家族や成年後見人等の代理人が保管することが基本です。ただし、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による保管が困難で、かつ家族や成年後見人等の代理人がいない場合など、これによることが困難な場合は、施設において保管しても差し支えないです。また、この場合は、以下の取扱いとすることとされています。

- (1) 可能な限り、施設に特定個人情報が記載された書類の保管を委託することについて、利用者本人の意思を確認すること。
- (2) 特定個人情報が漏えいすることのないよう、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報保護委員会）を参考にして、適正に取り扱うこと。また、特定個人情報の漏えいを防止する観点から、通知カードや個人番号カードなど個人番号をマスキングすることができない書類を除き、個人番号部分を削除又は復元できない程度にマスキング等を行い、特定個人情報に該当しないよう加工した上で、保管することが望ましいこと。
- (3) なお、家族や成年後見人等の代理人がいない利用者については、利用者本人による通知カード等の保管が困難となった場合の取扱いについて、あらかじめ利用者本人の意思を確認しておくことが望ましいこと。

※ 施設で特定個人情報を保管する場合は、例えば以下の場面を想定しています。

- ・ 施設に通知カードが届いた場合
- ・ 利用者本人が、通知カードや個人番号カード、個人番号が記載された申請書など特定個人情報を管理していたものの、その後、心身の機能や判断能力の低下等により、当該書類の保管が困難となる場合 等

介護保険制度において個人番号を利用することとなる事務について

※ 個人番号を利用する主要な事務を列挙しており、全ての個人番号を利用する事務は記載されていないことに留意。

※ 現時点での記載であることに留意。

① 第1号被保険者の資格取得・喪失関係事務

介護保険法12条に基づく資格取得関係の届出については、個人番号記載欄が設けられ、原則として個人番号を記載することとされる。

② 第2号被保険者の被保険者証の交付申請事務

介護保険法第12条第3項に基づく被保険者証の交付の申請については、個人番号記載欄が設けられ、原則として個人番号を記載することとされる。

平成29年7月の情報連携開始後は、市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて被保険者の医療保険の資格情報を取得することができることとなるため、被保険者による医療保険証の提示が不要となることを予定している。

③ 保険料の賦課事務

介護保険法第129条に基づく保険料の算定等の保険料賦課事務に個人番号が利用されることがとされている。

④ 保険料の減免事務

介護保険法第142条に基づく第1号被保険者の保険料の減免については、申請書受付時に個人番号を記載することが考えられる。

⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給事務

介護保険法第51条及び第61条に基づく高額介護（予防）サービス費の申請については、個人番号記載欄が設けられ、原則として個人番号を記載することとされる。

⑥ 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給事務

介護保険法第51条の2及び第61条の2に基づく高額医療合算介護（予防）サービス費の申請については、個人番号記載欄が設けられ、原則として個人番号を記載することとされる。

⑦ （特例）特定入所者介護（予防）サービス費の支給事務

介護保険法第 51 条の 3 及び第 61 条の 3 に基づく（特例）特定入所者介護（予防）サービス費の申請、再交付申請、特定入所者の負担限度額にかかる特例の申請については、個人番号記載欄が設けられ、原則として個人番号を記載することとされる。

⑧ 負担割合判定等の事務

介護保険法施行規則第 28 条の 2 に基づき発行される負担割合証の発行や再交付に個人番号が利用されることとされている。

なお、再交付申請については、個人番号記載欄が設けられ、原則として個人番号を記載することとされている。

⑨ 保険料滞納者に係る支払い方法の変更に係る事務

介護保険法第 66 条に基づき行われる保険料滞納者に係る支払い方法変更に個人番号が利用されることとされている。保険料滞納者に係る支払方法変更の記載の削除申請書については、個人番号記載欄が設けられ、個人番号を記載することが考えられる。

⑩ 保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等に係る事務

介護保険法第 69 条に基づき行われる保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等に個人番号が利用されることとされている。保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情があることの申請書に個人番号を記載することが考えられる。

⑪ 第 2 号被保険者の保険給付の一時差止の確認

介護保険法第 68 条に基づき行われる第 2 号被保険者の保険給付の一時差止に個人番号が利用されることとされている。

平成 29 年 7 月の情報連携開始後は、市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて、被保険者の医療保険の資格情報を取得することができることとなるため、被保険者による医療保険証の提示が不要となることを予定している。

⑫ 旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給

介護保険法第 13 条に基づく旧措置入所者に対する施設介護サービス費の申請の際に申請書に個人番号を記載することが考えられる。

⑬ 特例居宅介護（予防）サービス費の支給

介護保険法第 42 条又は第 54 条に基づく特例居宅介護（予防）サービス費の支給申請の際に申請書に個人番号を記載することが考えられる。

⑭ 特例地域密着型介護（予防）サービス費の支給

介護保険法第 42 条の 3 又は第 54 条の 3 に基づく特例地域密着型介護（予防）サービス費の支給申請の際に申請書に個人番号を記載することが考えられる。

⑮ 特例居宅介護（介護予防）サービス計画費の支給

介護保険法第 47 条又は第 59 条に基づく特例居宅介護（介護予防）サービス計画費の支給申請の際に申請書に個人番号を記載することが考えられる。

⑯ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給

介護保険法第 44 条又は第 56 条に基づく居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請の際に個人番号を記載することが考えられる。

⑰ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

介護保険法第 45 条又は第 57 条に基づく居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請の際に申請書に個人番号を記載することが考えられる。

⑱ 地域支援事業に係る事務

介護保険法第 115 条の 45 に基づく地域支援事業に関する事務については、具体的な事業の内容や事務処理が各市町村の裁量に委ねられており、市町村がそれぞれの実情に応じて、個人番号の利用の可否を判断することとなっている。したがって、地域支援事業に関する以下の事務・手続きについては、保険者である市町村に確認されたい。

イ 地域支援事業の利用開始手続

ロ 地域支援事業の利用料に係る事務

ハ 介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合判定等の事務

ニ 介護予防・日常生活支援総合事業における高額介護（予防）サービス費相当事業及び高額医療合算介護（予防）サービス費相当事業の支給手続

⑲ 要介護認定等に係る申請事務について

介護保険法第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 32 条、第 33 条及び第 33 条の 2 に基づく要介護認定等に係る申請書類については、個人番号記載欄が設けられ、原則として個人番号を記載することとされている。

㊦ 介護給付等対象サービスの種類の指定変更申請事務について

介護保険法第 37 条第 2 項に基づく介護給付等対象サービス種類の指定変更申請書類の受付時に個人番号を記載することとされている。

本人確認の措置

別紙3

※ 主に想定されるものを抜粋

【Ⅰ. 本人から個人番号の提供を受ける場合】

対面・郵送	番号確認	身元(実存)確認
	① 個人番号カード【法16】 ② 通知カード【法16】 ③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令12⑩】 ④ ①から③までが困難であると認められる場合【則3⑩】 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) イ 住民基本台帳の確認(市町村長) ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。 エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの) ※ 個人番号利用事務等実施者が発行等する書類などを想定。	① 個人番号カード【法16】 ② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則1⑩一、則2一】 ③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)【則1⑩二、則2二】 ④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則1⑩三、則3⑩】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)

【Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合】

対面・郵送	代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
	① 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類【則6⑩一】 ② 任意代理人の場合には、委任状【則6⑩二】 ③ ①②が困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類【則6⑩三】 ※ 本人の健康保険証などを想定。	① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則7⑩一】 ② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)【則7⑩二】 ②' 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 商号又は名称、ii 本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの)【則7⑩】 ③ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則9⑩】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)	① 本人の個人番号カード又はその写し【則8】 ② 本人の通知カード又はその写し【則8】 ③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し【則8】 ④ ①から③までが困難であると認められる場合 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則9⑩一】 イ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則9⑩二】 ウ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則9⑩三】 エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)【則9⑩四】 ※ 個人番号利用事務等実施者が発行する書類などを想定。

(注) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出